



行政の 焦点

3年後、東京オリンピック、パラリンピックが開催されます。東京五輪と聞いて、アベベやジャポチンスキーが活躍したあの大会、そして経済発展を遂げたあの時代を懐かしく思い出す方もいらっしゃると思います。

さて、今回テーマとした石綿（アスベスト）は、そんな高度経済成長期に大量に輸入され、当時は有用な建材として建築物に多く使用されました。ところが、有害性が指摘されて順次規制が進められ、いまは製造・使用とも全面禁止となつています。

〈認定基準〉

労災保険では、石綿肺はじん肺の一種として以前から補償の対象となつ

石綿関連疾患の労災補償

ていたものの、石綿による肺がんと中皮腫が職業病リストに例示され、認定基準が示されたのは昭和53年のことです。数度の改正を経た現行の認定基準をもとに、要点のみご説明します。

〈対象疾病〉

まず、現在の対象疾病は、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚を加えた5つで、疾病ごとに、ばく露期間やCT画像所見な

ど細かい認定要件があります。肺がんは、喫煙などの要因も考えられますが、中皮腫は、ほとんどの症例に石綿ばく露歴があると考えられるほど石綿との関連が強く、8割は職業性ばく露といわれています。また、発症までの潜伏期間が40年前後と非常に長いのが特徴です。

〈石綿ばく露作業〉

それでは、どのような作業でばく露したか。石

綿製品の製造、吹付作業、港湾での荷役取扱い等はつきりとわかる業務もありますが、石綿含有建材を使用した建物内での補修作業など、気づかないうちにばく露したケースもあり、本人や関係者から詳細な職歴を聴取する必要があります。補償対象を見逃さないよう、また健康管理手帳の交付につなげるために、患者さんと接する医療機関の

方々にも、「石綿ばく露歴等チェック表」の活用等ご協力をお願いしています。

〈補償内容〉

職業性ばく露があつて、対象疾病に罹患した方は療養補償や休業補償給付、また、その疾病が原因で死亡された場合は遺族補償給付の請求を行うことができます。遺族請求権が時効（5年）によって消滅した場合でも、石綿健康被害救済法の特別遺族給付金制度があります。請求期限が平成34年（2022年）3月27日までで、特別遺族年金は、原則として請求の翌月分から支給されるので、気づいたときは直ぐに監督署に相談してください。また、石綿工場の周辺住民など労災保険の対象とな

らないケースで、医療費や弔慰金などの救済給付を支給する制度がありますので、環境省が所管する（独）環境再生保全機構や最寄りの保健所に相談してください。

〈最後に〉

繰返しますが、中皮腫など石綿関連疾患は発症までの潜伏期間が長いのが特徴で、ここ5年間で全国で毎年度1000件以上の労災認定があります。いま首都圏では五輪の準備が急ピッチで進められています。これから各地で高度経済成長期の建築物が寿命とともに解体されると予想されています。新たな被害を発生させないよう石綿障害予防規則による対策を徹底することが重要です。

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係（方面）	（052）961-8653
安全衛生課	（052）961-8654
労災課	（052）961-8655